



市 章

# 大津市公報

平 成 29 年 10 月 2 日  
号 外 (第 52 号)

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 規 則

98	大津市公印規則の一部を改正する規則.....	1
99	大津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則.....	1
100	大津市契約規則の一部を改正する規則.....	4
101	地方独立行政法人市立大津市民病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則.....	4
102	大津市幼保連携型認定こども園の認可の手續等に関する規則の一部を改正する規則.....	7
103	大津市児童福祉施設等の認可の手續等に関する規則の一部を改正する規則.....	7
104	大津市森林組合法施行細則の一部を改正する規則.....	7
105	大津市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則.....	9
<b>企業局管理規程</b>		
18	大津市企業局公印規程の一部改正.....	9
<b>教育委員会規則</b>		
18	大津市立幼稚園規則の一部を改正する規則.....	9

## 規 則

大津市公印規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成29年10月2日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第98号

大津市公印規則の一部を改正する規則

大津市公印規則（昭和48年規則第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「公印取扱責任者及び」を削り、同項ただし書を削り、同条第7項を削る。

第5条第1項中「、公印取扱責任者」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の大津市公印規則第4条第6項の規定により公印取扱責任者に定められている者は、この規則の施行の日において改正後の大津市公印規則第4条第6項の規定により公印取扱補助者に定められたものとみなす。

（大津市消防公印規則の一部改正）

3 大津市消防公印規則（昭和50年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第5条の表第4条第6項の項を削る。

大津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成29年10月2日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第99号

大津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

大津市個人情報保護条例施行規則（平成16年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第25条を第27条とし、第21条から第24条までを2条ずつ繰り下げる。

第20条中「第4条」を「第6条」に改め、同条を第22条とし、第15条から第19条までを2条ずつ繰り下げる。

第14条中「第4条」を「第6条」に改め、同条を第16条とし、第13条を第15条とする。

第12条第2項中「第4条第1号」を「第6条第1号」に改め、同条を第14条とする。

第11条第4項中「第10条第1項各号」を「第12条第1項各号」に改め、同条第5項中「第4条」を「第6条」に改め、同条を第13条とし、第3条から第10条までを2条ずつ繰り下げる。

第2条第1項中「第15条第1項第7号」を「第15条第1項第8号」に改め、同条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

(個人識別符号)

**第2条** 条例第2条第3項の規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして市長が定める基準に適合するもの

- ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列
- イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
- ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
- エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
- オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
- キ 指紋又は掌紋

旅券法(昭和26年法律第267号)第6条第1項第1号の旅券の番号

国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条に規定する基礎年金番号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コード

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号

次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された市長が定める文字、番号、記号その他の符号

- ア 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第2項の被保険者証
  - イ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第54条第3項の被保険者証
  - ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の被保険者証
- その他前各号に準ずるものとして市長が定める文字、番号、記号その他の符号

(要配慮個人情報)

**第3条** 条例第2条第4項の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の市長が定める心身の機能の障害があること。

本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果

健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号 ( 第 4 条関係 )

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務の名称						
所管する組織の名称		登録年月日	年 月 日			
		変更年月日	年 月 日			
個人情報取扱事務の目的		( 根拠法令等 : )				
個人情報の対象者の範囲						
個人情報 の 記 録 項 目	基本的事項	個人番号 性別 ( )	他の識別番号 住所 ( )	氏名 電話番号	生年月日・年齢 国籍・本籍	
	家庭生活の状況	家族状況 ( )	親族関係	婚姻歴	( )	
	社会生活の状況	職業・職歴 趣味・嗜好	学業・学歴 ( )	資格 ( )	成績・評価	
	資産・収入	財産 取引状況	収入 貸付状況	納税状況 ( )	公的扶助 ( )	
	要配慮個人情報	無 有		人種 犯罪の経歴 ( )	信条 犯罪により害を被った事実 ( )	社会的身分 病歴 障害の状況
		取得根拠	法令等	審査会の意見聴取		
その他	意見・要望	相談・苦情	( )			
個人情報の取得方法		文書	口頭	( )		
個人情報の取得先		本人 本人以外				
		本人以外の区分	他の実施機関 ( )	他の官公庁	民間・私人	
		根拠	条例第 7 条第 2 項第	号該当		
		同一実施機関での利用				
個人情報の目的外利用及び提供の状況		無 有		利用・提供先	同一実施機関内 民間・私人	
				他の実施機関 ( )	他の官公庁	
		目的外利用・提供の根拠		条例第 12 条第 2 項第	号該当	
電子計算機等の結合による外部提供		無 有		根拠	法令等	
				審査会の意見聴取		
外部委託の有無		無 有 ( 委託の内容 : )				
備考						

様式第 2 号中「第 3 条関係」を「第 5 条関係」に改める。  
様式第 3 号から様式第 5 号までの規定中「第 5 条関係」を「第 7 条関係」に改める。  
様式第 6 号中「第 6 条関係」を「第 8 条関係」に改める。  
様式第 7 号中「第 7 条関係」を「第 9 条関係」に改める。  
様式第 8 号中「第 8 条関係」を「第 10 条関係」に改める。  
様式第 9 号及び様式第 10 号中「第 9 条関係」を「第 11 条関係」に改める。  
様式第 11 号中「第 13 条関係」を「第 15 条関係」に改める。  
様式第 12 号及び様式第 13 号中「第 15 条関係」を「第 17 条関係」に改める。  
様式第 14 号中「第 16 条関係」を「第 18 条関係」に改める。  
様式第 15 号中「第 17 条関係」を「第 19 条関係」に改める。  
様式第 16 号中「第 18 条関係」を「第 20 条関係」に改める。  
様式第 17 号中「第 19 条関係」を「第 21 条関係」に改める。  
様式第 18 号及び様式第 19 号中「第 21 条関係」を「第 23 条関係」に改める。  
様式第 20 号中「第 22 条関係」を「第 24 条関係」に改める。  
様式第 21 号中「第 23 条関係」を「第 25 条関係」に改める。  
様式第 22 号中「第 24 条関係」を「第 26 条関係」に改める。  
様式第 23 号中「第 25 条関係」を「第 27 条関係」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の大津市個人情報保護条例施行規則様式第 1 号の登録簿は、改正後の大津市個人情報保護条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

-----  
大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 29 年 10 月 2 日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第 100 号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則（昭和 40 年規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

前条第 17 号に規定する業務（給食の配送を伴うものに限る。）

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。  
-----

地方独立行政法人市立大津市民病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 29 年 10 月 2 日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第 101 号

地方独立行政法人市立大津市民病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人市立大津市民病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成 28 年規則第 103 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条及び第 7 条を削り、第 5 条を第 7 条とする。

第 4 条第 3 号中「（法第 25 条第 1 項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）」を削り、同条を第 6 条とし、第 3 条を第 5 条とし、第 2 条を第 4 条とし、第 1 条の次に次の 2 条を加える。

（監査報告の作成）

**第 2 条** 法第 13 条第 4 項の規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

- 2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第 1 号及び第 5 項において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

法人の役員及び職員

その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

- 3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。
- 4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。
- 5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

監事の監査の方法及びその内容

法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標（法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

監査報告を作成した日

(監事の調査の対象となる書類)

**第3条** 法第13条第6項第2号の規則で定める書類は、法、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）及びこの規則の規定に基づき市長に提出する書類とする。

第8条を次のように改める。

(業務実績等報告書)

**第8条** 法第28条第2項の報告書には、当該報告書が次の表の左欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げる事項を記載しなければならない。

<p>1 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書</p>	<p>当該事業年度に係る年度計画に定めた項目</p>	<p>当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第25条第2項第2号に掲げる事項に係るものである場合には次のアからエまで、同項第3号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 中期計画及び年度計画の実施状況</p> <p>イ 当該事業年度における業務運営の状況</p> <p>ウ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値</p> <p>エ 当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>当該項目が法第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>イ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ウ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
<p>2 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>	<p>中期計画に定めた項目</p>	<p>中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第25条第2項第2号に掲げる事項に係るものである場合には次のアからエまで、同項第3号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>イ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ウ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>エ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>当該項目が法第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るもので</p>

		<p>ある場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>イ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ウ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
<p>3 中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>	<p>中期計画に定めた項目</p>	<p>中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第25条第2項第2号に掲げる事項に係るものである場合には次のアからエまで、同項第3号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>イ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ウ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>エ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>当該項目が法第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>イ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ウ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>

2 法人は、前項に規定する報告書を市長に提出したときは、速やかに、当該報告書を適切な方法により公表するものとする。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条第1項中「第40条第6項」を「第40条第5項」に改め、同条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条中「第34条第4項」を「第34条第3項」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。  
(事業報告書の作成)

**第11条** 法第34条第2項の規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

法人に関する基礎的な情報

- ア 目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、組織図その他の法人の概要
- イ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
- ウ 資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）
- エ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴
- オ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに法人への出向者の数

財務諸表の要約

財務情報

- ア 財務諸表に記載された事項の概要
- イ 重要な施設等の整備等の状況
- ウ 予算及び決算の概要
- エ 経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

事業に関する説明

- ア 財源の内訳
- イ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

3 事業報告書には、法第27条第1項に規定する年度計画に記載された予算に関する見積り及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

-----

大津市幼保連携型認定こども園の認可の手續等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年10月2日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第102号**

大津市幼保連携型認定こども園の認可の手續等に関する規則の一部を改正する規則

大津市幼保連携型認定こども園の認可の手續等に関する規則(平成27年規則第71号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号」を「平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号」に改める。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

-----

大津市児童福祉施設等の認可の手續等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年10月2日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第103号**

大津市児童福祉施設等の認可の手續等に関する規則の一部を改正する規則

大津市児童福祉施設等の認可の手續等に関する規則(平成21年規則第49号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号中「平成20年厚生労働省告示第141号」を「平成29年厚生労働省告示第117号」に改める。

第3条第2項第5号及び様式第2号中「保育課程、」を削る。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

-----

大津市森林組合法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年10月2日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第104号**

大津市森林組合法施行細則の一部を改正する規則

大津市森林組合法施行細則(平成24年規則第65号)の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の2条を加える。

(総会終了報告)

**第11条** 組合は、総会(法第100条第2項において準用する法第65条の規定による総代会を含む。)を終了したときは、遅滞なく、生産森林組合総会(総代会)終了報告書(様式第8号)に次に掲げる書面を添えて市長に提出しなければならない。

議事録の謄本

事業計画書

毎事業年度内における借入金の最高限度を記載した書面

設定、変更又は廃止した規約

事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分方法又は損失処理方法を記載した書面

(役員異動報告)

**第12条** 組合は、その役員に異動があったときは、遅滞なく、生産森林組合役員異動報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

様式第7号の次に次の2様式を加える。





**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
大津市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年10月2日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第105号**

大津市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

大津市企業立地促進条例施行規則(平成18年規則第57号)の一部を次のように改正する。

別表第2重点区域企業立地促進助成金の項中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第47号)による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)」に改める。

別表第3重点区域企業立地促進助成金の項中「条例第2条第5号に規定する」を削り、同表大学インキュベーション施設発立地促進助成金の項中「同意基本計画」を「旧同意基本計画」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**企 業 局 管 理 規 程**

**大津市企業局管理規程第18号**

大津市企業局公印規程(昭和59年企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

平成29年10月2日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第4条第5項中「公印取扱責任者及び」を削り、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 管守者は、あらかじめ、公印を使用させる時間を正規の勤務時間内において定めるものとする。

第5条第1項中「、公印取扱責任者」を削り、同条第6項中「正規の勤務時間外」を「前条第5項の規定により管守者が定めた時間外」に改める。

**附 則**

1 この規程は、平成29年10月2日から施行する。

2 この規程の施行の際現に改正前の大津市企業局公印規程第4条第5項の規定により公印取扱責任者に定められている者は、この規程の施行の日において改正後の大津市企業局公印規程第4条第6項の規定により公印取扱補助者に定められたものとみなす。

**教 育 委 員 会 規 則**

大津市立幼稚園規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年10月2日

大津市教育委員会  
教育長 桶 谷 守

**大津市教育委員会規則第18号**

大津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

大津市立幼稚園規則(昭和36年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「志賀南幼稚園」の次に「、伊香立幼稚園、真野幼稚園、真野北幼稚園」を、「坂本幼稚園」の次に「、比叡平幼稚園」を加え、「及び大津幼稚園」を「、大津幼稚園、田上幼稚園、上田上幼稚園、青山幼稚園及び瀬田南幼稚園」に改める。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。